

第3号様式（第13条、第25条関係）

その3（物品（総価契約）用）

入 札 （見 積） 書																							
件 名	市有林立木売払い事業																						
一 金	円																						
入 札 （見 積） 事 項	<table><tr><td>1 事業名</td><td colspan="2">市有林立木売払い事業</td></tr><tr><td>2 事業場所</td><td colspan="2">南九州市川辺町清水10387番地の一部</td></tr><tr><td>3 事業内容</td><td>面積</td><td>1.33ha</td></tr><tr><td></td><td>林齢</td><td>53年生</td></tr><tr><td></td><td>樹種</td><td>スギ 624本</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ヒノキ 55本 計679本</td></tr><tr><td></td><td>材積</td><td>571m³</td></tr></table>		1 事業名	市有林立木売払い事業		2 事業場所	南九州市川辺町清水10387番地の一部		3 事業内容	面積	1.33ha		林齢	53年生		樹種	スギ 624本			ヒノキ 55本 計679本		材積	571m ³
1 事業名	市有林立木売払い事業																						
2 事業場所	南九州市川辺町清水10387番地の一部																						
3 事業内容	面積	1.33ha																					
	林齢	53年生																					
	樹種	スギ 624本																					
		ヒノキ 55本 計679本																					
	材積	571m ³																					
上記のとおり入札 （見積り） します。																							
年 月 日																							
住所																							
氏名 (印)																							
(契約担当者) 南九州市長 塗木 弘幸 様																							
注 入札 （見積） 金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。																							

令和 年 月 日 上記金額の100分の110に相当する金額で
落札 ~~（随意契約の相手方）~~ 決定通知

[注意事項]

- ・ 入札参加者は、入札書を指定した日時及び場所において所定の方法で提出しなければなりません。
入札書の提出期限及び方法については、案件ごとに指名通知書、公告等によりお知らせします。
- ・ 入札期間を超過し、入札書(電子入札を含む。)が未到着の場合は、当該入札を棄権したものとして取り扱います。この場合は、辞退届書の提出は不要です。
- ・ 入札参加者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 法令及び契約規則に違反したときは無効とします。
- ・ 入札に参加する資格がない者がしたものは無効とします。
- ・ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたいものは無効とします。
- ・ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札又は氏名の下に押印がないものは無効とします。
- ・ 入札金額を加除訂正されている入札書による入札は無効とします。
- ・ 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたものは無効とします。
- ・ 2人以上を代理する者が入札したものは無効とします。
- ・ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったものは無効とします。
- ・ 入札参加申込書を提出していない者がした入札及び入札参加申込書に押印していない者がした入札は無効とします。
- ・ 指定された方法以外の方法で入札書を提出したものは無効とします。
- ・ 提出された封筒に記載の件名又は差出人と同封された入札書の件名又は入札者が相違する入札は無効とします。
- ・ 入札書に記入押印のないものは無効とします。
- ・ 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札は無効とします。
- ・ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札は無効とします。
- ・ 提出された入札書は、開札前も含め返却することはできません。
- ・ 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込があったものとみなします。

